

ASAHI ネット個人会員規約 新旧対照表 2024年4月1日改正

改正後	備考	改正前
<p>第 18 条 注意喚起</p> <p>当社は、信頼できる第三者からの情報提供または当社の個別検知等により、<u>サイバーセキュリティの確保のための措置を十分に講じていないと認められる</u>、またはマルウェアに感染している可能性が高い端末の情報を得た場合に、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、注意喚起を行うことがあります。</p>	<p>(変更)</p>	<p>第 18 条 注意喚起</p> <p>当社は、信頼できる第三者からの情報提供または当社の個別検知等により、<u>脆弱性を有する</u>、またはマルウェアに感染している可能性が高い端末の情報を得た場合に、当該端末を利用している会員を特定し、当該会員に対し、注意喚起を行うことがあります。</p>